# クレイトン・ユッツ法律事務所 ニュースレター

**CLAYTON UTZ** 

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター(第32回)をお届けいたします。

本ニュースレターについて、<u>ニュースレターの内容に関するご質問</u>、<u>その他のご意見やご要望</u>などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2017年9月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック:

## フェアワーク法上の親会社等の責任の拡大

フェアワーク法改正 (Fair Work Amendment (Protecting Vulnerable Workers) Act 2017) が施行されました。新法においては、子会社やフランチャイズ事業のフランチャイジー(以下「子会社等」)にフェアワーク法違反があった場合、親会社やフランチャイザー(以下「親会社等」)に責任が生じる場面が拡大されています。また、重大な違反があった場合、罰金を10倍にする改正も行われていますので、コンプライアンスの観点で注意が必要です。

- 新法のもとでは、親会社等は、子会社等において一定のフェア ワーク法違反が生じ得ることを知っていたかまたは合理的に知 り得た場合、自らが責任を負うとされています。
- フランチャイザーの責任には限定が設けられており、フランチャイザーのフランチャイジーの運営 (affairs) に対する影響や支配が重大であることが、フランチャイザーが責任を負うための要件とされています。他方、親会社の場合、子会社に影響や支配を及ぼしていないとしても、免責は認められません。
- 新法は、意図的 (knowingly) で組織的な行為 (systematic pattern of conduct) を「重大な違反 (serious contravention)」と 定義し、罰金を 10 倍に引き上げています。

本改正の概要と実務上の留意点について解説します。

原文(英語)へのリンクはこちら

#### Japan Practice 紹介サイト



#### 雇用関係の記録方法に関する改正

フェアワーク法改正には、雇用関係の記録方法に関する改正も含まれ、会社側の立証の負担が重くなりました。賃金や給与明細以外の雇用関係の記録についても広範に作成義務が課されることになりました。本改正には不明瞭な点があり、慎重に対応していく必要があります。本改正の概要と実務的対応について解説します。

原文(英語)へのリンクはこちら

### 小規模事業者の消費者法による保護

オーストラリア自由競争・消費者委員会(ACCC)は、2016年に不公正な条項を無効とするルールが小規模事業者に適用されて以降はじめて、小規模事業者との間の標準約款が不公正条項を含んでいることを理由に裁判を提起しました。B2Bの標準約款であっても、消費者法が適用される可能性があり、消費者法上無効と判断されないように注意が必要です。ACCCのガイドラインも踏まえて、約款の有効性を担保する方策について検討します。

原文(英語)へのリンクはこちら

#### 商標権の申請者に関する裁判例

有効に商標権を登録するためには、申請者が商標を保有していることなど一定の要件を満たす必要がありますが、連邦裁判所は、当事者名を誤って商標登録の申請を行った場合、その瑕疵を事後に治癒することができないと判断しました。本判決を踏まえて、商標申請に関する実務的な注意点と対応策について解説します。

原文(英語)へのリンクはこちら

#### 建築業適正化法(クイーンズランド州)

クイーンズランド州において、2018 年の初めに建築業適正化法案 (Building Industry Fairness (Security of Payment) Bill 2017) が導入される予定です。従前の制度からの重要な変更点として、下請業者への支払いを確保するためのプロジェクト・バンク・アカウント制度の創設、建築請負代金の紛争解決制度の改善、クイーンズランド建設業委員会(Queensland Building and Construction Commission)の規制権限強化、違法行為への罰則強化などが挙げられます。新法の概要と新法へ

#### オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、 出版者(信山社)に直接<u>メール</u>にて ご注文いただくか、<u>アマゾンジャパ</u> <u>ン</u>にてご購入いただけます。 の実務的対応について解説します。

原文 (英語) への<u>リンク</u>はこちら

## 電力小売の自由化(クイーンズランド州)

現在、クイーンズランド州の電力法のもとでは、embedded network (1つの電力会社が建物全戸につき電力を供給する契約)が設定されている場合、別の外部送電ネットワークに直接接続する場合を除き、消費者は他の電力会社を選択することができません。2017年12月にこれを自由化し、消費者が電力会社を自由に選ぶことを可能とする新法が導入される予定であり、電力小売の競争激化が予想されます。

原文(英語)へのリンクはこちら

#### 会社法改正(会社型ファンド制度の創設)

現在、会社型ファンド(Corporate Collective Investment Vehicle)制度の 創設に係る会社法改正案がパブリックコメントの手続中であり、コメ ントの期限は 2017 年 9 月 21 日までとされています。豪州におけるフ ァンドビジネスはユニット・トラストの形態によるものが主流でした が、この改正により会社型ファンドの規制枠組みが設けられ、特に海 外投資家向けのビークルとしての活用が期待されています。

原文(英語)への<u>リンク</u>はこちら

### 鉱物開発を促進するための税制措置

ターンブル首相は、2017年9月2日、新たな鉱物開発タックス・クレジット制度を発表しました。これは、一定の要件を満たす場合に、グリーンフィールド開発業者の豪州居住者株主に対して、税務上の優遇措置(4年間で最大100百万豪ドルのタックス・クレジット)を設けるものです。新制度の概要について解説します。

原文(英語)への<u>リンク</u>はこちら

## 最近行われたセミナーのご報告

#### 豪州 M&A 取引実務(2017年4月)

加納弁護士が、「豪州 M&A 取引実務~近時の買収実務動向と成功への鍵」をテーマに講演(シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾)を行いました。豪州における M&A 取引の基本に加え、案件遂行上の実務的な留意点や買収後の経営統合プロセス (PMI) を含む実務の最前線について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの<u>リンク</u>から無料でダウンロードすることができます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

#### 連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之 直通電話:07-3292-7262

メール: hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹 直通電話:07-3292-7571

メール: syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊 直通電話:07-3292-7044

メール: msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 川合千秋 直通電話:07-3292-7014

メール: <u>ckawai@claytonutz.com</u>



ロークラーク 中島真嗣 (日本法弁護士・日本から出向中) 直通電話: 07-3292-7432

メール: mnakajima@claytonutz.com



ロークラーク 高橋輝好 (日本法弁護士・日本から出向中)

直通電話:07-3292-7991

メール: <u>ttakahashi@claytonutz.com</u>



エグゼクティブ・アシスタント 大竹佳代子

直通電話:07-3292-7599

メール: kotake@claytonutz.com